

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

〔十八番 村岡たかこ君登壇〕

○十八番（村岡たかこ君） 自由民主党・県民会議の村岡たかこです。議長のお許しを頂きましたので、大綱三点について、通告に従い順次質問させていただきます。

まず、初めに、仙台医療圏の今後についてお伺いいたします。八月二十九日に第五回目の仙台医療圏病院再編に係る宮城県、仙台市の協議が行われました。これまで、再編に係る協議を重ねておりますが、事務量が増え、双方にとつても最善な状況ではないように見えます。更に、仙台市民は県民ではないのか。そういった市民の声も届いていくような現状を変えなくてはならないと考えます。最善の方法を模索するために、意見の折り合いがなされない箇所について、これまでの経緯と併せて、順次お伺いいたします。まず、救急シミュレーションの条件設定についてお伺いいたします。まず、県は令和四年の実績に基づくものということですが、令和四年はコロナ禍でもあり、通常の状態とは言えず、シミュレーションするには適さないと考えます。既に仙台市ではデータの集計が終了している、令和五年の実績のデータを活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、あくまでも令和四年の実績を使用するというのであれば、その意図をお示しく下さい。更に、分かりやすい事例として、パネルを用いて説明させていただきます。（パネルを示す）市境の管外搬送患者流出入の考え方についてお伺いいたします。これは、県が第五回協議の際に参考資料として示している管外搬送対象地域地図になります。これに、私が市境を分かりやすいように色を濃くし、また名取川の色も少し濃くさせていただいております。まず、北側が泉区と富谷の新病院の移転候補地です。四角く囲んだ地域の搬送件数を三割、五割、七割の搬送件数でシミュレーションを行うことで仙台市と合意いたしました。この赤いところが病院の予定地です。当初、県は、これよりも多い地域を指定しましたけれども、これは、実際にそぐわないという仙台市からの話を受け、削除した形で今現在この状況になっております。これで合意しております。一方、向かって右側、南側です。まず、市境から新病院まで四キロほどあります。この地域を見ていただくと分かると思うんですけれども、この赤い線が市境になります。そして赤い点が、新しい病院予定地になります。県は、この名取川から南側の地域を三割、五割、七割で北側と同じように管外搬送数をシミュレーションすると

ておりますけれども、しかし、救急搬送する際、この四キロも離れている病院に最初から搬送することは、かかりつけ医である場合、それか、搬送をこちらにしてほしいと望む患者のみであること。通常は病院が集中している仙台市内に向かって。この辺で通報があった場合は、仙台市内に向かって救急車は搬送します。なぜかといいますと、仙台市内に病院が多いので、病院を探しながら行くということ。最初から新病院側には救急車はそもそも走らないのです。仙台市の場合は、より多くの患者を早く搬送するため、このような搬送の仕方しております。ですので、最初からの搬送はかなり限定的になる見込みだということ。なぜそう言い切れるのかというと、同じように市境から四キロ離れた病院が他の区で……。公表されていないそうなので、ここでは言えないんですけれども、他の区で市境、同じような立地の四キロ離れた病院があります。実際の状況を経験しているから、そのように言い切れるんです。そして、その状況を参考に、より実際に即したデータでシミュレーションをしてほしいということでした。仙台市の言い分は、現場の状況を把握していて、市民・県民の命を守るために必死でいる状況が見てとれます。なぜ、このように条件が現実とかけ離れているデータを用いてシミュレーションを行うのか。実際に即したシミュレーションの条件を求めますが、御意見を伺いたいと思います。

仙台市は、令和五年救急搬送件数は六万五千件にもなり、人数も五万四千人です。今後も増加傾向にあり、搬送困難事案も四千七百二十七件と救急搬送が逼迫している現状です。仙台市も何の対策もしていないのではなく、先月の九月二日からまずはモデル事業として、市内三十一病院で救急受入れ病院から転院する病院へ連携して、病床確保を図る事業を始めます。更に、これまで口頭で傷病者情報を伝えていたことをICT化し、活動記録の簡素化も含め負担軽減し、活動時間の延伸を防ぐ取組を始めました。また、多忙過ぎて救急隊の成り手不足の解消のため、デイトタイムのみの勤務体制を取り入れ、救急体制強化のため、人材確保にも取り組んでいます。また、ライブビュー119というシステムも取り入れて、通報者がテレビ電話で指導してもらいながら初期手当てをするという仕組みもしております。繰り返しますが、今後更に搬送件数が増える予想されています。将来推計を参考にして、より将来に近い数値を用いてシミュレーションを行い、再編した場合の課題点などあぶり出し、対策を考えながら再編するべきかと

うかも併せて考えるべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。また、#7119の活用もしておりますが、現在利用できない時間もあるため、別な電話番号で対応しています。利用できる時間が平日、土曜日、日祝と違うため、なかなか浸透していません。仙台市はシンプルに二十四時間化し、利用しやすいようにしたいと考えているようですが、県は対応しようとしておりません。早急に二十四時間化することを求めます。また、救急専門医の不足も課題となっております。救急専門医の育成も必要と思います。宮城県医療地域枠等医師キャリア形成プログラムでは、東北大学、自治医科大学、東北医科薬科大学卒業医師への支援プランがありますが、東北医科薬科大学宮城枠医師で推奨診療科に入ってはいるものの、特定診療科は、産婦人科と小児科となっており、特に救急専門医の育成に力を入れているようには感じられません。再編と同時に、様々なリスクについて話をするべきなのに、意見が食い違い、折り合いがつかないのはどうしてなのか。いま一度、県民全体の利益の中に、仙台市民も混ぜていただき、協議を進めていただきたく要望いたします。

そして、仙台市民としては衝撃のデータが示されました。周産期機能について、再編前と後の医療体制のデータです。総合周産期母子医療センターの人口百万人当たりの病床数が全国平均一・二二床であるのに対し、仙台市は一・八二から〇・九一となり、政令指定都市二十都市中、六位から十五位になります。総合周産期特定集中診療室、M F I C Uは十六・四一から十・九四で三位から十位。新生児特定集中治療室、N I C Uは四十三・七七から三十二・八三で七位から十五位。新生児治療回復室、G C Uは五十六・五三から三十五・五六で二位から六位。病床合計では、百十六・七一から七十九・三三で二位から十位になります。そのほかにも、災害拠点病院数にしても、病床数にしても、再編後は仙台市の医療体制が低下いたします。編成後の数値は、明らかに仙台市の医療体制が低下するのです。これが、県の理想とする医療体制なのでしょうか。第八次宮城県地域医療計画基本理念「県民の医療に対する安心と信頼を確保するため、良質な医療が適切に提供される医療提供体制を確立します」に即した政策なのか、お伺いたします。また、仙台市立病院精神科病床運営状況に関する資料を宮城県は求めました。かなりの作業負荷のかかるデータと聞きます。連携するために、なぜ、データ等の資料の提出が必要なのでしょう。更に、仙台市立病院が身体合併患者について協力すると

なれば、精神医療センターと労災病院との合築移転はしなくても大丈夫ということになると思いますが、御所見をお伺いいたします。

さて、仙台医療圏の現状について、第八次宮城県地域医療計画に示されています、仙台医療圏の施設の状況では、人口十万人当たりの二十人以上の入院施設病院数は、多い順に、岩沼市十一・四施設、山元町八・四、塩竈市七・七、松島町七・六、富谷市五・八、利府町五・七、七番目に仙台市五・一、名取市三・八、大和町三・五、多賀城市一・六と続きます。そして、人口十万人当たりの一般診療所数——病院以外、そして十九人以下の入院施設の病院であります。こちらは、一位が仙台市の八十六・一施設、塩竈市七十五・四、名取市七十三・八、亘理町六十九・六、大衡村六十九・五、岩沼市六十八・二、大和町六十二・六、多賀城市六十・七、富谷市五十八・二、利府町五十・一、山元町五十・三、七ヶ浜町三十九・一、大郷町三十八・八、松島町三十八・〇。仙台市に集中しているのは、病床十九床以下の一般診療所であることが分かります。医療体制の問題解決方法は、二次医療機関病院の再編ではなく、バランスよく配置すべきは一般診療所で、地域が連携した医療の確立と、それぞれの現地の二十床以上の病院の強化だと思えます。基本合意がなされた仙台日赤と県立がんセンターは、これからの診療科や職員の今後も含めて課題が多いし、精神医療センターの建て替えも急がなくてはなりません。この際、この三病院の建て替えに集中し、更に、他の医療課題解決に対して重きを置き、医師の少ない地域に医療モールのような一般診療場の誘致をするとか、仙台市が採用している様々な救急などのシステムと連携し、仙台市が導入した救急搬送情報システムを県内でも導入したように、仙台医療圏のみならず、県内全域で活用できるようにし、より県民の命と健康を守る新たな医療システムを構築することを求め、更に、これまでのように無理やりに再編を進めず、いま一度立ち止まり、仙台医療圏全体を見渡した医療政策の再構築を求めます。御所見をお伺いいたします。

次に、欧米地域販路開拓事業についてお伺いいたします。宮城県産日本酒欧州市場輸出促進事業として、昨年は、イタリア、スイスにおいて、ミヤギスタイルによる宮城県産日本酒の輸出促進プロモーションを行いました。色の違いで区別ができるワインと違い、色味が同じ日本酒を食事に合わせて選ぶことのできるように、味を可視化したり、日本酒に合う食事のプレゼンをしたりと、官民挙げての事業をしたおかげで、スポット

的な受注ではなく、定期的に受注があり、輸出量が増加しているとのことで、今後の成果が期待されます。今年度は、スペイン、メキシコにも販路拡大すると聞いております。事業の展望をお伺いいたします。現地法人は、スペインのバレンシアへ幾度となく足を運び、こつこつと下準備をしての挑戦ということで、しっかりと応援・支援をしていかなくはと考えます。

さて、欧州といえ、一六一三年十月、伊達政宗公が慶長遣欧使節団として海を渡った支倉常長が思い出されます。当時、スペインの植民地であつたメキシコとの直接貿易とキリスト教宣教師の派遣を許可してもらうために、使節団を派遣しました。月の浦からサン・ファン・バウティスタ号に百八十名の乗組員で太平洋を渡り、メキシコにたどり着き、商人などを残し、三十名で大西洋を渡り、ローマを目指します。最初は行く街々で歓待を受け、希望に満ちあふれた一行でしたが、結果は皆様御存じのとおり、なかなかうまく交渉が進まず、最後は失意の中、帰国いたしました。スペインのコリア・デル・リオは、現在三万人ほどの小さな町です。セビリアへ向かうときに立ち寄り、ローマへ行った後、帰国するときには、セビリアとコリア・デル・リオに分かれて滞在し、ここでそのまま帰国をせずに、現地で生きることを選んだ侍数人の子孫が六百人以上いると言われています。ハポンという支倉使節団の末裔と言われる方々は、親日ではなく、親宮城として宮城県の方々に対しての熱い思いが伝わってきています。これまでもサッカーなどを通じて行き来もしていました。スペインのハセクラ協会の方々やコリア・デル・リオの市長は熱いラブコールを宮城県に送っています。この町には政宗からの書状を持って遠くを見ている支倉常長の銅像があります。宮城にちなんだ店や日本のものも多くあり、二〇一九年にはラウスハポン、ハポンたちという映画がスペインで公開されており、コリア・デル・リオが舞台となっています。コロナ禍が開けて今、ちょうど宮城を売り込むチャンスだと思えます。四百年前の政宗の思い、この欧州スペイン、イタリアとの直接貿易を望み、日本で初めて正式に自治体からの使節団を派遣した偉業です。伊達政宗や支倉常長が当時かなわなかった思いを今、かなえるときが来たのではないかと思えます。知事として、先人の思いを背負い、この事業にかける思いをお伺いいたします。また、今回、令和遣欧使節団として、支倉家第十四代の支倉正隆さんを団長に、宮城県のハポン・ハセクラ後援会の方々やゆかりのある方々が、当時の遣欧

使節団がたどった道をなぞります。コリア・デル・リオやチビタベッキアは、今でも石巻市や川崎町との交流があり、更に、ちょうどジャパンウィークもする季節でもあり、宮城県をアピールするために時間を取ってくれるとまで言っています。最高のタイミングかと思えます。今は、宮城県産の日本酒や仙台牛をアピールしていますが、ほかにも宮城県産の特産品や欧州に進出したいと言っている宮城県の企業があると聞きます。日本酒とセッティングできる工芸品のプロデュースも可能かと思えます。また、支倉常長のお墓は宮城県内に五か所もあります。ゆかりの場所をつなぐだけでもツアーが組めます。インバウンド、アウトバウンドなどを含めた今後の交流について、幅広く観光振興や販路開拓をするときが来ていると思います。宮城県としても、もっと力を入れてほしいと思いますが、御所見をお伺いいたします。また、支倉常長は日本語しか話すことができなかったにもかかわらず、現地の評判はとてもよく、その姿からあふれる信念や誠実さが現地の人々に伝わり、後世にまで伝えられているという栄誉な現象も起きています。改めて、その人の素質ももちろんありますが、育った環境・教育現場というのは大事なことなのだと考えさせられました。

そこで、最後に、子どもの意見表明員、つまり、アドボケイト派遣後の成果と今後の活用についてお伺いいたします。宮城県が令和四年より仙台市と派遣を進めており、これまで様々な議論がされていることと思います。最初は、意見表明権はじめ、子ども権利条約の啓発から始まり、アドボケイト委託事業者も試行錯誤しながら活動し、現在少しずつアドボケイトも増えています。皆、本業ある中、アドボケイトとして活動し、また、その都度振り返りをしながら、自己覚知という自分の価値観を常に見直す自分磨きも怠らずに、子供たちと真摯に向き合い活動しています。来年で宮城県内全ての児童養護施設へ派遣となると聞きます。これまでの成果やアドボケイトを導入した結果、宮城県の子供たちに対する支援がどのように変わっていったのか、御認識をお伺いいたします。また、仙台市の児童相談所には派遣をしています。宮城県の児童相談所への派遣状況はどのようになっているのかも伺いいたします。子供の意見を聞く。ただ聞くだけではありません。子供たちの取り巻く環境は刻々と変わってきています。不登校やいじめの認知件数、学力や肥満、出生率など、子供に対する不名誉な数値が多い宮城県です。何とかしてこの状況を打破しなくてはなりません。そして、それと同時に、悩み

苦しんでいる子供たちを救ってあげなくてはなりません。このアドボケイトの派遣は、子供の声を聞ける、子供のエンパワメントができる存在ですので、様々な箇所での活用が見込まれます。子供の持っている力を引き出す。いつでも耳を貸す自分だけの味方をしてくれる大人が近くにいる安心感を与えます。国でのこどもの権利擁護環境整備事業は、社会的養護の環境にいる子供たちを対象に派遣事業をしています。この事業を開始するため、検討委員会で調査研究していますが、このときの構成員であった子どもアドボカシー学会会長の堀先生は、社会的養護の子供だけではなく、障害児含め、全ての子供に必要な存在だと語っておられます。更に、子どもアドボカシー学会では、教育分野向けの講習を始めたとも聞きます。また、三重県にある東員町では、小学校と中学校にアドボケイトの派遣を始めました。教育現場での学校と保護者のトラブルをよく聞くようになっていきます。子供のことについての話のはずが、いつの間にか大人同士の話になり、子供のことが置き去りになっているケースが多々見られます。そのときにいつも、アドボケイトが学校現場にいたら双方の言い分ではなく、子供中心の解決策を見いだせるのにと感じます。中には、そこを境に学校に来なくなってしまう児童もいました。とても残念に思います。そして、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の障害者権利条約が二〇〇六年国連で採択され、遅れること二〇一四年に日本は批准しており、障害を持つ人が障害のない人と同じように生活をする事ができるようになることを目的としております。また、障害者が生活を行う上での様々なバリアは、障害そのもの原因があるのではなく、社会との関わりの中で障害が生まれます。実は今年、私は足を骨折し、少しですが、障害を持つ方の気持ちを実感できました。この世に段差なんてなくなってしまうばいいのと思ったり、手前に引くドアが通れなかったり、人の温かさを感じたりもしましたが、その反対もありました。なかなか本音で言えないものだなと感じます。私は、時が解決するので我慢できましたが、これが生活の中にあると思うと、気持ちを言える場所は大事だなと思います。これは、相談ではないのです。障害のない人が無意識によかれと思ってしまうていることを気づいて対応してもらおうときに、感情的にならずに対応できる、アドボケイトのように代弁してもらおうことが必要と感じます。特に施設内であればなおさらです。今後の関係性を考えると、傷ついてもいい我慢してしまったりしまいがちです。一年ほど前に、道端でよく会う障害者施設に通

っている方から、助けてほしいと声をかけられたことがあります。施設内の細かい内容と、どこの施設なのかちょっと理解できず、私にはどうすることもできない話だったので、ただ、話を聞いてあげることしかできずにいる自分が情けなく思いました。きっと困っているであろうけれども、うまく説明できないため、なかなか改善はされずにいるのだらうなと思います。やはりこのようなときに、アドボケイトがいたらどんなにか幸福度が上がり、生活の質も向上するのにもと思います。アドボケイトの現状の事例から見ると、日常のささいなことも多いのです。同室の子の寝言が嫌だとか、施設のルールを変えてほしいとかです。でも、そういう他人にはささいなことのように見えて、本人にとっては重要な悩みであったりもします。自分の気持ちを伝え、時には解決する。そういう経験がその後の人生に大きな影響を与えたいと思います。社会的養護の子供たちを優先しつつも、全ての子供に必要なアドボカシーですから、今後、アドボケイトの派遣を里親家庭、教育施設、障害児者施設への派遣も必要と考えますが、御所見を伺います。また、子どもの権利条約についての理解がまだまだ不足しています。子供だけではなく、大人がしっかりと理解していないと、幾ら子供たちに周知啓発しても成り立ちません。大人への周知啓発、特に子供に関する施設にいる職員たちへの周知はどのようにしているのか、伺います。せめて、派遣先の施設の子が通っている小中学校には、アドボカシーや子どもの権利条約の啓発をするなど、アドボカシーの理念をより多くの人に伝える努力、支援を惜しみなくするように要望いたし、壇上からの質問を終わります。御清聴、どうもありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 村岡たかこ議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点、ございました。

まず、大綱一点目、仙台医療圏の今後についての御質問にお答えいたします。

初めに、おとな救急電話相談の二十四時間化についてのお尋ねにお答えいたします。おとな救急電話相談、＃7119は、急な病気やけがに際し、県民の方に医療機関をすぐ受診すべきかどうかを適切に助言する目的で実施しております。現在は、夜間及び休日での相談体制を敷いております。これは、平日日中の時間帯は、かかりつけ医な

どの医療機関に相談し、適切な助言を受けることが可能との考えによるものであります。同事業の二十四時間化につきましては、救急医療の専門家から、不要不急の救急要請の抑制に有効であるとの御意見を頂いているほか、他の都道府県等でも導入が進んでおり、仙台市からも要望されているところであります。県といたしましては、他自治体での導入効果などを検証しながら、病院再編に係る仙台市との協議などを通じて、二十四時間化について検討を進めてまいります。

次に、病院再編と地域医療計画の基本理念についての御質問にお答えいたします。

地域医療計画では、複数の市町村からなる二次医療圏を設定し、広域的な視点で救急医療を含む一般的な入院治療の完結を図るために必要な施策等を定めております。仙台医療圏は、救急受入先となる病院や、周産期母子医療センター、災害拠点病院などが仙台市内に集中しており、医療圏全体で見した場合の医療体制のバランスに課題があります。また、病床機能報告上の現時点の急性期病床数は、地域医療構想の必要病床数を大きく上回っており、今後の医療需要の変化や医療従事者が不足してくる状況も踏まえ、急性期病床から、不足する回復期病床への転換などを進める必要があります。今回の病院再編は、こうした課題の解決を図り、市町村単位ではなく、仙台医療圏全体として地域バランスの取れた持続可能な医療提供体制を目指すものであり、地域医療計画に掲げる基本理念に即した施策であると考えております。名取も仙台医療圏として、岩沼、亘理、山元までが仙台医療圏ということでございます。

次に、仙台医療圏全体を見渡した医療政策の再構築についての御質問にお答えいたします。

診療所や規模の小さい病院では、日常的な疾病や軽度の外傷等に対する外来診療、疾病の予防のための健診など、身近で頻度の高い医療サービスを提供しており、一次医療圏の単位である市町村を主として、プライマリ・ケアの確保に向けた取組等が行われているものと認識しております。一方、県では、県全体または二次医療圏単位で、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、第八次宮城県地域医療計画に基づき、各自治体の取組とも連携しながら、様々な医療施策に取り組んでおります。病院再編についても、救急受入先となる病院や、周産期母子医療センター、災害拠点病院などが仙台市内に集中している現状を踏まえ、二次医療圏内でバランスの取れた、将

来にわたって持続可能な医療体制とするための課題解決を図るものであり、県民の命と健康を守るために県が行うべき必要な施策であることから、引き続き、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、欧米地域販路開拓事業についての御質問のうち、販路拡大の展望についてのお尋ねにお答えいたします。

県産品の海外販路開拓については、現地パートナーと連携したプロモーションを展開し、そのネットワークや販売網を活用するという手法で、戦略的に商流の構築や販路拡大に取り組んでおります。欧州における日本酒の販路開拓については、イタリア酒ソムリエ協会の事務局であり、オンラインとリアルの双方に日本酒販売網を有するサケカンパニー社と連携し、継続的な輸出が実現しているところであります。今年度は、新たにスペインにおいて、サケカンパニー社が有する商流を活用した販路拡大に取り組むこととしており、今月下旬に県内の蔵元が現地を訪問することになっております。メキシコへの販路開拓は、今年度の新たな取組であり、まずは、水産物を中心に取り組みますが、日本酒についても現地に信頼できるパートナーを得ることができましたら、イタリアやスペインと同様に展開したいと考えております。県としては、今後も広く海外各地に目を向け、海外市場のニーズを把握するとともに、蔵元や現地パートナーとの連携を強化しながら、日本酒の販路開拓に取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、子どもの意見表明員の活用についての御質問のうち、子どもの権利条約の周知についてのお尋ねにお答えいたします。

子供の意見表明の機会が担保されるためには、子どもの権利条約の理念が広く共有されることが重要であり、昨年四月に施行されたことも基本法では、条約の趣旨も踏まえ、全ての子どもが自己に直接関係する全ての事項について、意見を表明する機会の確保が定められたところであります。我が県において、これまで取り組んできた児童養護施設等でのアドボカシー事業では、児童相談所の職員や各施設職員に対する研修を実施しているほか、子供アドボカシーに関する小冊子を作成し、子供の権利に関する普及啓発を図ってきたところであります。現在策定作業を進めている、仮称宮城県こども計画においても、基本理念の達成に向けた視点の一つとして、こどもや若者・子育て当事者とともに進める視点を盛り込むこととしており、計画の周知や関連施設の展開等の際

し、条約の理念が幅広く県民に理解されるよう努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、仙台医療圏の今後についての御質問のうち、救急シミュレーションに用いる実績データについてのお尋ねにお答えいたします。

仙台市との協議で検討中の救急搬送シミュレーションについては、令和五年の救急搬送実績が消防庁から公表されておらず、確定前であることから、現時点では、令和四年の救急搬送実績を基にデータ分析を行っているところです。なお、令和五年の救急搬送実績については、来年一月頃に公表される見込みであることから、県といたしましては、病院再編に係る協議の進捗状況も踏まえながら、仙台市と調整の上、救急搬送シミュレーションの前提条件について改めて検討してまいります。

次に、現場の意見に即したシミュレーションの実施についての御質問にお答えいたします。

仙台医療圏の病院再編による救急搬送影響シミュレーションの実施に向けては、各消防本部にヒアリングを行い、現場の実態把握に努めるとともに、シミュレーションの前提条件に可能な限り仙台市の意見を反映してきたところです。名取市の新病院に係る管外搬送の条件設定については、八月二十九日の第五回協議において、類似の立地関係にある既存病院の実績を用いる方法が新たに提案されたことから、今後、周辺の他病院の立地状況等の関係性などを精査しながら、適切な条件設定について、改めて仙台市と調整してまいります。

次に、救急搬送の将来推計を反映したシミュレーションの実施についての御質問にお答えいたします。

仙台市の救急搬送件数は、高齢化の進展等に伴い、今後とも増加していくと推計されていますが、この課題は、病院再編だけで解決し得るものではなく、将来にわたる医療環境の変化や各病院の受入れ可能件数の見直しなど、様々な要素を考慮しながらシミュレーションに反映し、検討を進める必要があります。このため、将来推計の具体的な反映方法や病院再編の影響の検証方法などについて現在仙台市と調整しているところです。

県といたしましたは、将来にわたって持続的な医療提供体制を確保できるよう、救急医療の課題解決に向けて、救急車の適正利用のための啓発や搬送困難事案への対応などについても、引き続き、仙台市との協議を進めてまいります。

次に、救急科専門医の育成についての御質問にお答えいたします。

高齢化の進展などにより、年々、救急出動件数及び救急搬送人員が増加する中で、より質の高い救急医療を提供するためには、救急搬送患者を速やかに受け入れて、初期診療に当たり、迅速かつ安全に、適切な診断・治療を行う救急科専門医の育成が必要であると認識しております。このため、県では、東北医科薬科大学宮城枠医師の推奨診療科として救急科を指定しており、今年度から義務年限の開始となった一期生の中に、救急科を選択した医師が出てきているほか、東北大学病院における救急科専門医の育成及び県内救命救急センター等への配置に対する支援を行っております。県といたしましては、今後も地域における救急医療の確保に向け、その中核を担う救急科専門医の育成に鋭意取り組むほか、県全体の良質かつ適切な医療提供体制の構築を図るという視点に立ち、様々な対策の検討を行ってまいります。

次に、仙台市立病院精神科病床に関する資料を求めている理由などについての御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターの移転・建て替えについて、今後、高齢化に伴い増加が予想される身体合併症に的確に対応するためには、精神科病床を有する一般病院との一層の連携強化が不可欠であることから、より実態を捉えた連携体制等の在り方を検討するため、仙台市に対し、仙台市立病院精神科病床の運営状況に関する資料の提供を求めているものです。また、仮に名取市内に精神医療センターの本院機能を整備する場合には、建て替え用地の確保や身体合併症への対応に向けた仙台市立病院等との連携推進と、精神医療センター単独での機能強化のほか、県北部における精神科医療への対応や、仙台医療圏の政策医療全般の向上などについても併せて検討する必要があると考えております。県といたしましては、労働者健康安全機構との協議を継続した上で、精神医療センターの移転・建て替えの方向性について、関係者などから御意見を伺いながら、更に検討を重ねてまいります。

次に、大綱三点目、子どもの意見表明員の活用についての御質問のうち、これまで

の成果や派遣状況、県の支援の変化についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、令和二年三月に策定した宮城県社会的養育推進計画に子どもの権利保障の基本理念を掲げ、社会的養護を必要とする子供からの意見聴取等を実施する体制の構築を進めてまいりました。計画初年度である令和二年度からは、県児童相談所の一時保護所で弁護士による意見聴取を開始し、令和四年度からは、児童養護施設においても同様の取組を実施しております。また、県では、児童養護施設等の職員に対して、子供の権利に関する研修を行うほか、入所する子供に対しても、アドボカシーの仕組みなどについて丁寧な説明を行っております。更に、意見聴取の実施に至るまで、関係者間で複数回にわたり意見交換を行い、各施設の実情に応じた取組を進めてきたところです。各施設からは「職員が子供の意見に耳を傾け、その意見を丁寧に扱うようになった」「子供が自分の意見を言ってもよいという意識を持つようになった」などの声が聞こえているほか、施設のルールの改善につながった事例も出てきております。県といたしましては、引き続き、アドボカシー推進事業の成果を検証しながら、更なる取組を進めてまいります。

次に、アドボカイトの里親家庭、教育施設、障害児者施設への派遣についての御質問にお答えいたします。

県では、令和二年度に、アドボカイトが県児童相談所の一時保護所を訪問する事業を開始し、令和四年度からは仙台市と共同で、同様の取組を児童養護施設に広げ、県内に五施設ある児童養護施設のうち、一施設を対象に事業を実施しました。その後、昨年度は更に一施設、今年度は二施設と対象を追加して事業展開を図っており、来年度は県内全ての児童養護施設で実施する予定です。また、里親家庭やファミリーホーム等での実施についても、訪問・受入れの検討を進めており、今後、更なる対象施設の拡大に向け、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱二点目、欧米地域販路開拓事業についての御質問のうち、伊達政宗公や支倉常長の思いをかなえる取組についてのお尋ねにお答えい

たします。

今から四百年前、仙台藩主伊達政宗公は、メキシコとの直接貿易を求めて、当時の宗主国であるスペイン国王とローマ教皇のもとに支倉常長を派遣し、サン・ファン・パウティスタ号が太平洋を渡りました。今年度において新たに組みむメキシコへの販路開拓を含め、我が県の海外販路開拓の取組が、この慶長遣欧使節団の足跡と重なっておりますが、これは、生産者をはじめとする国内の関係機関や海外のパートナーとともに販路開拓の可能性を検討し、挑戦を繰り返す中で、個々の取組が重なったものであり、このたびの令和遣欧使節団の行程と軌を一にしているところです。県といたしましては、国境を越えて、世界に宮城のファンを増やし、相互の関係強化や新しいビジネスにつなげてまいりたいと考えており、今後とも県議会をはじめ、関係機関の協力を頂きながら、着実な取組を展開し、県産品の販路開拓やその知名度の向上に取り組みまいります。

次に、今後の交流や幅広い観光振興、販路開拓への取組についての御質問にお答えいたします。

我が県の日本酒と海外の料理とのペアリングを提案する、ミヤギスタイルの取組は、我が県の蔵元がイタリアへ渡航し、現地でのプロモーションと酒造りへの理解醸成を行うところから始まりました。それが現在では、イタリアの酒ソムリエ協会が実施する研修コースの目的地に我が県が選ばれ、レストラン経営者など二十三名の来県につながるなど、双方向の取組に発展しております。この研修では、滞在中、日本酒の蔵元を視察したほか、塩釜水産物仲卸市場や鹽竈神社、古川農業試験場を訪問し、また、鳴子温泉に宿泊していただくなど、参加者が日本の食文化のみならず、酒器や食器などの工芸品や豊富な観光資源など、我が県の魅力に触れる機会となりました。伊達政宗公と支倉常長が志した海外との交易は、商品の流通にとどまらず、文化や技術、人への交流へと広がるものであり、県としては、宮城にゆかりのある方々も含めて、相互の交流が生まれ、また、これが継続するよう、イタリアやスペインなど、販路開拓を行う海外現地との連携を深めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） 御答弁どうもありがとうございます。まず、最初に、仙台医療圏という考え方は、もちろん私も分かっています。どこかというのもそれは勉強させていただきました。しかしですね、やはり子供の出生数、宮城県一万二千八百五十二人いるうち、仙台市で生まれている子供は、七千二十六人。仙台医療圏だと、九千六百二十八人。令和四年の実績です。九千六百二十八人中、仙台市が七千二十六人で、七割以上の子供が生まれているという現状があるわけです。ですから、仙台市としては、周産期の機能が仙台市以外に行ってしまうということで、何かしら対策を立てなければいけないというふうに思っているんです。もともと、最初に、仙台市は楽になるよという話から始まって、いやいやそうではないよということから、こういう話の食い違いがあるんです。ですので、こういうところの不安を払拭していつてほしいと思っっているんです。例えばの例で、これは数字が出ていますので聞きました。例えば、この子供たちの仙台市の周産期機能の病床数がかなり低下するということが分かりました。本当にみんな、あちらの局の人たちもびっくりして、こんなに減るんだというふうに率直な意見を聞かせてもらいましたので、この件に対し何か対策というのがもしあるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 議員から御指摘のありました総合母子周産期医療センターのデータが、非常に数値が落ちるといったことですが、あれは、人口当たりの箇所数のデータになっておりました、二か所あるものが一か所になるということで、数値を半減してしまうということで、大きく政令市間の順位が下がるといったようなことになっております。一方で、総合周産期母子医療センターについてはそうですけども、その他の地域母子医療センターが仙台市内にはほかに何か所かございました、県全体で見渡してもそれが集中している現状にあるということ。それで、一か所なくなったとしても、そういったほかのところでのカバーリングが十分可能であるということ。また、相互の稼働率が上がってくれば、そういうのは十分カバーできるということで、全体的には大きな影響はないというのが我々の主張でございます。ただし、やはり立場が変われば、いろんな仙台市民のためといった御主張をなさる仙台市の立場は、私としては、立場が変わればそうだろうなという理解をすることでございますので、そういった細かなデ

一タ、多面的な分析も含めて、相互の意見を率直にぶつけ合いながら、これまでも進めてまいりましたので、今後もそういった中で理解を醸成できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） 対策を講じていただきたいんです。乳児の死亡数も宮城県十九人中、仙台市が十二人。新生児が宮城県八人のうち、仙台市が四人。半数以上がそういう重篤な状態になっている子供たちがいるという現状の中で、半分になってしまうということは、やはり喫緊の課題として、対策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど部長が答弁いたしましたけれども、周産期の病院というのは、まず総合周産期という三次救急を担う大きな周産期の病院です。これが、県内に二か所です。東北大学病院と仙台日赤です。この仙台日赤が今回南に行くということで、総合周産期が半分になってしまうということです。それから、地域周産期という、その次の中等症の患者さんを診る周産期の病院ですけれども、これは県内に七つあるんです。そのうち、四つが仙台です。具体的に言うと、こども病院、それから公済病院、それから仙台医療センター、それから市立病院。これで四つです。では、残り三つはどこにあるかというと、県北の大崎市民病院。これが県北で一個だけです。それから、東側の沿岸部のほうですけれども、これは石巻日赤と気仙沼市立病院の二つだけです。県南は、残念ながら県南中核病院が今、産科を休止しておりますので、セミナーシステムというところしておりますので、仙南医療圏はゼロということになります。では、仙台医療圏の二か所と、それから四つの病院が、仙台医療圏の中でバランスよくいつているかという点、仙台医療圏というのは、北は黒川郡から東は塩釜・松島辺りで、南は先ほど言ったように亘理・山元までで、広い仙台医療圏の中で、総合周産期、それから地域周産期が二つ、四つとありますけれども、それがどこにあるかというと、仙台市の中心部にぐちゃっと固まっているということなんです。ですから、村岡議員のおっしゃることも、当然地元の議員としてよく分かるんですが、宮城県全体を地図を広げて、地図の上から、高いところから鳥の目で見ると、やはり仙台市内に集中しているということで、それは、

少しバランスよくしていかなければならないと考えまして、名取市といいますが、医療圏であって、仙台市の隣の町ですから、そんなに遠いわけではないということでもあります。まして、県南の医療圏が、今、そういった産科がゼロといったような状況でございまして、そういった意味では、県南の患者さんのカバーもできるということですが、もちろん、仙台市の中で子供さんを産みたいという方が産みやすい環境をつくるということは、非常に重要だというふうに思いますが、先ほど部長が言ったように、総合周産期や、あるいは地域周産期の病院をうまく活用すれば十分カバーができますし、そして、名取市に行ったからといって、仙台市の患者を受け入れないわけでは決してなくて、いざというときには、当然、県南の総合周産期の新たな病院で受け入れるということになりますので、これはやはり、宮城県全体のバランスを考えた場合、私は適切な措置ではないかなというふうに思います。あと、日赤が今非常に、やはり経営も大変でございまして、そういった意味でも新たに建てる場所もなかなかないということとございまして、そういうことを考えると、長い目で、この後五十年先も見据えると、新たな場所で新たな病院を作って、いい環境で、職員の皆さんも働きやすい環境をつくって、宮城県全体の周産期医療を名取市のほうで担っていただくということは、宮城県全体の利益につながるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ御理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） 理解いたしました。周産期に関しては理解いたしました。

確かにそのとおりでと思います。とはいえ、やはり仙台市民が行く病院が遠くなってしまうということが現実的にあるわけです。その中で、仙台市は楽になるよという言葉があるから、いやいや違いますよという会話になってしまうので、そこをやはり、ここはちよつと悪くなるけれども、こういうふうに変えていこうという前向きな会話をしっかりとしていかなければならないと思うんです。それが今欠けているんだというふうに思います。ですので、全てが仙台市にとっていいよではなく、仙台医療圏として考えるときに、ここは悪くなるけれどここはよくなる、では、悪くなるところはどのようなふうに行っているか。こういう議論が今なされていないと思うんです。ですから、そういう議論をしつかりとして、進めていってほしいというふうに思います。要望いたします。それ

から令和四年のデータの話です。かたくなに、一月に正式に出るデータでなければ駄目だというふうになっているんですけれども、結局そのデータというのは、仙台市や各自治体が総務省に出して、それを取りまとめて出すデータなんです。ですから、もう既にデータというのは固まってあるわけです。どうしてこれを、かたくなに、令和四年のデータを使います、令和五年のデータは一月以降でないと出てこないからというふうになるのがちよつと理解できない。それは、自治体にも聞きに行きましたけれども、求められればデータを出しますと言っていますから。しかも、その求めたデータが総務省から出ているデータと乖離があつてはおかしいわけです。自治体から出ている数値ですから。ですから、数値は変わりようがないので、しっかりとこの令和五年の数値を使つてのシミュレーションというのは前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） これについては、データがちゃんとしたものが出れば、当然出していきたいというふうに思っております。令和五年の救急搬送実績が、まだ消防庁が公表されていないということでありまして、まだ正式に確定してない。現時点では、令和四年の救急搬送実績が一番正確なデータだということで、それをベースに話をさせていただいているということでございます。令和五年の緊急搬送実績については、来年の一月頃に公表されるということでございますので、それをベースにしっかりと話をさせていただきます。正しいデータが、しっかりとしたものが消防庁のほうから出たら、それをベースにやるということでございます。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） ですから、そのデータというのは、もう既に自治体が出している確定したデータがあるんです。それはもう総務省に提出しているんです。総務省が今いろんな取りまとめをしているのに時間がかかっているだけで、確定のデータも実在しているということは仙台市も認めています。そのデータを求められればいつでも出しますと言っているんです。ですから、そのデータを使ってやってくださいという話です。何か話が平行線なので、次の最後の一問に行きたいと思えますけれども、子供アドボケ

イトは、今これから本当に活用していきなというふうに思っておりますけれども、例えば、学校の現場で意見表明をしたくなったときに、学校の現場にアドボケイトが行って理解できるかどうかというのが心配なわけです。それで、学校現場にもアドボケイトというものの存在をしっかりと周知してほしいという話をしていきますので、この御答弁がなかったので、こちらの御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 学校現場においてはスクールカウンセラーさんとか様々な職種の方が入っていますけれども、また全然違うやつがあって、その受入れ体制とか、様々な職能なり権能なり、アプローチの仕方とか、ちょっと難しい部分も現実問題であろうかと思っております。しかしながら、重要性とか必要性については、議員の御自身の経験も踏まえたお話を賜りましたので、関係機関、障害者、障害児施設も含めて、そういった様々な対象を広げていくことについて、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） 終わります。ありがとうございます。